

## 第4回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：令和3年11月24日（水）

14時30分～16時30分

場所：逗子市役所5階 第2・3会議室

### 出席者

[メンバー] 田中 美乃里、歌代 光雄、熊岡 寛展、若菜 克己、山口 正志、  
牛嶋 美代子、菊池 俊一、安重 宣子、飯野 幸、岡田 和夫、  
勝田 康司（菊池 千春代理）、岩佐 正朗、深澤 忠房  
（順不同、敬称略）

[オブザーバー] 横須賀三浦地域県政総合センター企画調整課、  
鎌倉保健福祉事務所環境衛生課、横須賀土木事務所許認可指導課

[事務局] 逗子市市民協働部経済観光課  
課長 黒羽 秀昌、専任主査 楠元 仁、主事 宮上 敦久、主事 小田 美希

### 欠席者

[メンバー] 菊井 健一、黒田 尚弘、中尾 裕一、小林 太樹、徳本 恒徳、  
松田 政治、和田 修芳

[オブザーバー] 逗子警察署地域課、公益財団法人かながわ海岸美化財団

### 会議公開の可否

可

### 傍聴者

2名

### 会議次第

1. 開会
2. 議題
  - (1) 来年度に向けた課題の整理
  - (2) その他
3. その他

### 配布資料

- 資料1. 令和3年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書に記載する項目について
- 資料2. 令和2年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書

## 1 開会

- ・事務局より、検討会は傍聴できることと、マスコミの傍聴について説明を行った。
- ・事務局より、資料確認を行った。
- ・本日の会議の趣旨説明を行った。
  - 今回は前回いただいた所感等を踏まえ、逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書の作成に際して、来年度の海水浴場開設に関する条例・ルール等の課題の整理をご議論いただきたい。市としては、今年度の課題等に対応しつつ、感染症対策を講じて海水浴場を開設したいと考えている。

## 2 議題

### (1) 来年度に向けた課題の整理について

- ・事務局から資料1「令和3年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書に記載する事項について」及び資料2「令和2年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書」について説明を行った。
  - 前回皆さんにいただいた意見や所感を最終的な報告書のスタイルに合わせて項目ごとにまとめた。今年度は新型コロナウイルスの状況が不透明な中、管理するために海水浴場を開設した。来年度も感染症の状況はわからないが、開設に向けてのルール決めについてご意見いただきたい。
  - 資料2は令和3年2月に市長に提出したものとなる。
    - 3ページ「条例・規則・ルール」として利用者に関する内容について記載している。その中でルールを守らない利用者やルールを理解できない外国人など、違反を繰り返す利用者に対して一歩踏み込んだ指導をできるようにという意見があった。また、水上オートバイ騒音対策について、パトロールの効果が得られた一方、海面での交錯事故が危ぶまれたというご意見もあった。
    - 6ページからは開設の可否、期間、海の家営業時間について報告をいただいている。令和2年度は海水浴場を開設しなかったため、海の家についての報告項目がなかった。
    - 7ページでは海水浴場の振興策についていただいたご意見をまとめている。
  - 令和3年度の報告書は令和4年1月までにまとめ、2月に市長に報告、3月以降はルールや運用について検討するという流れになる。
  - 資料1の項目としては「1 条例・規則・ルールについて」(1)利用者(2)海の家(3)来年度海水浴場開設に向けて、「2 振興策の提案」となっている。ご意見いただく際にこの項目を意識していただければ助かる。
  - (1)利用者について、実施状況はルール適用の内容を記載している。砂浜での飲酒、バーベキューの禁止、他者を畏怖させる入れ墨やタトゥーの禁止、スピーカー等での音だし禁止を行った。さらに「令和3年度逗子海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール」の遵守について追加して開設した。
  - ①海水浴場の風紀について、所感として、海の近くで安心して暮らせた、屈強な警備員がいて良かった、外国語を話せる人がいて良かったといったご意見や、多くの関係者が海水浴場の開設について関心を高く持っておりこれが逗子の強みだと感じたというご意見をいただいた。また、警察がいてくれたことで犯罪の抑止力となった、ファミリーの来訪が多く親子連れで海を楽しまれたのも事実というご意見もいただいた。

マナーアップに関しては、コロナ禍で我慢ができず、隠れてでも酒を飲みたい人が多かった印象があるという所感をいただいた。

来年度に向けたご意見として、みんなで一丸となっていることを市民や来訪者にわかってもらいたいというご意見と、加熱式たばこのルール化を行い周知した方がいいというご意見をいただいた。

- ②ルールを守らない利用者について、いただいた所感として、タトゥーが文化になっているため注意しづらいという点、警備員の厳しい対応により雰囲気が変わったというご意見があった。実際に違反行為を注意しても改善しない利用者に対して警告の上、警察立会いのもと退場勧告を行った。

来年度に向けて、小さいテントが多く、その中でお酒を飲んでいることの防止策がないかというご意見があった。

- ③外国人について、所感として外国人通訳アドバイザーを配置したことでかなり効果があったというご意見をいただいた。また、市よりなかなか条例等ルールを理解されない外国人に対して質疑応答することで理解されやすくなり、マナー向上に貢献したという報告を行った。

来年度に向けて、市よりルールが浸透するまで外国人通訳アドバイザーの配置を続けていきたいという報告を行った。

- ④ごみについて、所感として、街中に飲酒後のびん・かんが捨てられているため、モラル等の周知が必要であるというご意見があった。また、漂着ごみが多いという所感もあった。
- ⑤感染症対策について、市としては来年度に向けて改善点もあり、運営について検討が必要であると考えている。
- ⑥その他について、海の家において水上オートバイ操縦者に対する酒類を提供しない旨の掲示物を設置することをルール化したという市の報告のほか、動力船進入禁止ブイの追加もあり水上オートバイのマナーは改善したが、メディアによる報道で一部のマナー違反が取り上げられたことで対策強化の要望があった。
- 犬の持ち込みについて、期間中の天候不良時には臨機応変に対応できないのかという署名が市に提出された。

- ・ (1) 利用者について、次のとおり議論があった。

#### ①海水浴場の風紀について

- 加熱式たばこの分煙についてはきちんとルールを作ってもっとアピールした方がいいのではないかと。今のままでは正式には浜で吸ってもいいとなるが、実際の運用上は吸える場所が限定されているので、ルールを作った方がより効果的だと思う。

海岸組合独自の取り組みとするよりは、他の海水浴場になくおさら新しい取り組みとして、検討会としてルールに定め、市として周知すればより効果的だと思う。

- 加熱式たばこの分煙について、企業と連携して大々的にPRしようとしたところ、海水浴場が休場して周知徹底ができなかったため、通路などでたばこを吸う人がいた。来年からPRを強化していこうと思っている。

⇒県の条例では紙巻きたばこは禁煙、加熱式たばこは喫煙可能となる。加熱式たばこの分煙は、市としては喫煙者の権利の抑制になるので、ルール化については住民理解な

ど慎重に進める必要がある。今回は海岸組合の海の家での紙巻きたばこの禁煙に合わせて、砂浜に喫煙所を設置せず、海岸組合に加熱式たばこ専用ブースを運営していた。決定まで期間が短かったこともあり、周知が足りなかったが、来年度は周知を強化して、継続して実施したいと考えている。

- なぜその企業が協賛するのか。他の企業を排除するということなのか。
- ⇒他にも加熱式たばこを販売しており、特定の事業者以外を排除するものではない。
- 「加熱式が」という主語にするとなんのことかわからない。また、「加熱式」と「電子式」など言葉の定義があいまいなうちに賛否の判断はできない。
- たばこの種類を知らなかったので確認したところ、神奈川県条例で禁止されているものは、煙の出る紙巻きたばこのみで、副流煙だけでなく、ごみが発生するからと禁止とされている。加熱式たばこがだんだん流通してきたが県では定義づけて禁止していない。

逗子海水浴場では令和2年度までは、紙巻きたばこも海の家や喫煙所など指定された箇所では喫煙可能だった。しかし、今年度は海の家では紙巻きたばこが禁煙となり、喫煙所は加熱式たばこ専用のため、紙巻きたばこ喫煙者が道路側で吸っていたということがあった。

県の条例に従えば、加熱式たばこは浜全域で吸える。独自のルールを設けるなら市でしっかり周知すればいい。今年も現場では警備員などが注意していたが、周知できていなかった。

また、海岸に紙巻きたばこ用の喫煙場所がなく、吸えないことについても、事前に周知ができていなかった。海の家や喫煙所などの紙巻きたばこ用の喫煙場所が海岸からなくなることで、実質的に全面禁煙となっていたが、これについて検討会での検討もなく、行政と海岸組合によって先行決定された。このように実質的に規制するなら、検討会で議論してちゃんとルール化した方がいい。

- 紙巻きたばこを禁止にすれば、路上での喫煙は来年も解決しないのではないか。
- もともと紙巻きたばこについては、海水浴場開設者が喫煙所を設置しない時点で海水浴場期間中の砂浜では県条例に基づいて全面禁煙となる。県条例のもと海水浴場を設置する中で、今年は全海の家で禁煙、これを受け砂浜にも紙巻きたばこ用の喫煙所を設けなかったため、逗子海水浴場は紙巻きたばこは全面禁煙となった。ただし、開設直前に海岸組合の申し出を受け、開設者である市が協議して決定したため、今年は試行的に取り組んだ。結果として大きな苦情はなかったため、来年も基本的に同様に運用し、全面禁煙とする。ただし、加熱式たばこは規制がないため、専用喫煙所で吸っていただくという運用にする。
- 保健所からの指導に基づくと紙巻きたばこを喫煙できる海の家は実質的にない。喫煙ブースを店内に設置するか、20歳未満を雇わず入店もさせない場合は喫煙が可能となるが、湘南でもほぼゼロである。それであれば紙巻きたばこは全面禁煙としましょうというのが海岸組合の考え。
- 人が多く来るような施設で喫煙ブースがないところは多いのか。
- 世界遺産の白川郷や野球場などどんどん増えている。
- そういう流れの中で逗子も旗を掲げるのは斬新でかっこいい。やるなら紙巻き式、加熱式と分けず、海水浴場で唯一たばこは全て禁煙という方が良い。

- 県の条例からすると加熱式たばこは禁煙にはできないという話だったが、市としてはやる方向なのか。
- 加熱式たばこを禁煙にするのではなく、喫煙所を設けるということである。県の条例で禁止されているのは、火をつけるたばこであり、火をつけないたばこは規制されていないため、砂浜上、どこでも吸えてしまう。そのため、火をつけない加熱式たばこについては専用喫煙所を設けてそこで吸ってもらうという運用にする。
- たばこを吸う姿だけでは紙巻きたばこなのか加熱式たばこなのか区別がつかないので、だったら全面的に禁止してしまうのはいかがか。県に先んじてもいいと思う。逗子市は日本で一番厳しい条例を定めたのだから、ブルーフラッグのことも考えるとたばこも制限を設けてもいいと思う。
- 喫煙所を設けてキープクリーンはいいと思う。たばこの種類はまだ浸透していないので、そこに配慮して周知していくことが大切である。
- 所感の「海の家がなくなったのに人がたくさんいて気持ち悪かった」という文章について、発言した人に意図を確認して表現を考えてほしい。

### ②ルールを守らない利用者について

- 小さいテントの中での飲酒を規制したい気持ちはよくわかる。しかし、子どもがいる親が熱中症対策での利用している率の方が多いと思うので、規制は難しいと思う。また、テント内で飲んでいる分には他人にあまり迷惑をかけていないとも思う。
- テントをなくすのはあり得ない。そもそも浜での飲酒を規制すること自体があり得ない。
- テントのサイズを規制すればいいのではないか。
- この話は初めてではなく、令和2年度の検討会でも同様の話をしている。そのときも議論し、簡易テントの規制はファミリービーチの趣旨に反するというので規制していない。令和元年度にも議題にのぼり、大型テントを混雑場所や通路への設置をしないようにルール化した。大型テントの規制の背景には、テント飛散、人数以上の場所の占拠やロープでの躓きなどの防止があった。
- 現在のルールが現実的だと思う。大型テントを持っている人は当たり前で混んでいるエリアでは張らないし、周りに配慮する。大型テントの利用者の多くは市民だと思われるので、大型テントを規制すると市民が規制される。市民が来る海にしてほしい。常識ない人を規制するためのルールにしてほしい。
- 小さいテントの規制はファミリー層の排除にもなってしまうのでそれはしないという点と大型テントは今後混乱があるなら規制するという点を報告書に記載してもらいたい。

### ③外国人について

- 砂浜の吸い殻のごみが多かった印象である。外国人が知らずに吸っているパターンが多かったように思う。そういった現状から、外国人への喫煙関係のルール周知を強化した方が良い。
- 項目名を「外国人への周知」とすべき。
- パトロールに参加して、本来であれば身分証明書の提示は警察行為でできるのに、最後までそれをしなかったのが、なぜなのか疑問である。明らかにビーチに害を及ぼしてい

るのに、身分証明書の提示を求めないのは信用問題に関わってくる。身分証の提示はど  
ういったときにどういった手順で行われるのか知りたい。かつて治安が悪化したとき  
も、特定の人が入ってきてからおかしくなった。私から見れば犯罪者予備軍であるの  
で、それに対して身分証の提示を求めてほしい。特定の1グループ、できれば排除して  
ほしい。さらには外国人向けにお酒を売っている外国人がいる。パトロールも怖くてで  
きない。110番通報すれば身分証の提示を求めてくれるのか。

- 特定のグループなら、そこから逗子海岸はルールが厳しいとうわさが流れて同じよう  
なグループへのけん制になればいい。
- ⇒退場勧告は条例に則って、市の指導や勧告に従わない場合、行為の中止を命じること  
ができるということで行った。市が命じる範疇で警察に協力を依頼しており、犯罪行  
為としてではないため、身分証の提示まで求められなかったと聞いている。また、酒  
販売については犯罪行為なので警察に対応を求めていく。
- ルールを守らない人の個人情報公表するということではできないのか。名前をネット  
上に公開するなど、それが行為の抑制効果につながるのではないか。
- 相手方から教えてもらわないことには公開もできない。
- 海水浴場をおかしくしていくと思う。そこを規制できないのならば、他の人が我慢して  
いる意味がない。せめてどこの誰かくらいはわからないと心配である。どこの誰か分か  
れば勤務先が分かりそこに注意ができる。
- 犯罪につながる行為の際には警察からの身分証の提示を求められるようだが、そういっ  
た意見があったことは報告書に記載しておいてほしい。犯罪行為については適正に対  
応するという旨についても、どこかに記載してほしい。
- 通訳アドバイザーは非常に効果的だと思うので、ずっと続けていただきたい。  
今年は3回違反行為の注意の後、退場勧告を行ったということだが、来年は2回違反し  
たら追い出してもいいと思う。また、身分証がなければ、顔写真を撮って追い出すとい  
うことをやってもいいと思う。条例にも危険を予測される場合には排除していいとある  
はずなので、警察官が脅威を感じるくらいならなおさら、徹底的に追い出すというルー  
ルができないか。

⇒条例でどこまで規制できるかという問題もある。現行のルールも弁護士に相談して  
「勧告」としたという経緯がある。強制的に退場させるということはかなり難しいと  
思う。

- 条例の改定は難しいと思うが、ルールの拡大解釈としてできるのではないか。
- ⇒条例に紐づく運用部分を定めたルールであるため、条例以上のことはルールに規定で  
きない。

#### ④ごみについて

- 海岸中央でのエコステーションの取り組みは評価されているので、続けていければいい  
と思うが、予算が打ち切りになると聞いている。何とか維持できないか。
- ⇒ごみゼロナビゲーションは、鎌倉・逗子・葉山マナーアップ推進協議会と逗子海岸営  
業協同組合の取り組みで、分別回収の呼びかけのボランティア活動である。神奈川県  
振興協会の助成金を活用して取り組んできた。来年度は区切りの年となり、来年度以  
降は予算が減額される予定だったが、来年度は減額されないという速報があった。

助成金が出なくなった場合は継続が困難になるため、持続可能な運営についてぜひ皆さんのご意見を頂戴したい。

- 助成金があるうちに受益者負担について考えていくべきではないか。そういった仕組みづくりが重要である。
  - 来年からでも募金してもらってはどうか。もともとごみは持って帰るのが当たり前。
  - 海でごみを回収しないと街中で捨てられることがあるので、しかたなく回収している。家まで持って帰る人はまずいない。それに対して、お金をもらうのは賛成。
  - ごみは販売店に返すべきだと思うため、そのごみが海岸で捨てられていくのであれば販売店からお金を貰えばいいと思う。
  - 寄附というやり方について賛成。各入口に募金箱を置いておいて、ごみ処理は有料化するけれども市で全部を片づけるとすればいい。県の助成金が無くなったとして、ごみ処理にどのくらいお金がかかるのか。例えば一人 100 円入れてくれれば、10 万人で 1,000 万円集まるのではないか。
- ⇒ごみゼロナビゲーションの市の予算は 250 万円、足りない日数分を海岸組合が出している。ごみの回収費は市の屑かご回収予算で支払っている。
- 鎌倉にはごみ箱がなかったと思うが、最近は設置しているのか。
  - 神奈川県は持ち帰りを推奨しており、ごみ箱を置いているのは特定の地域のみで、逗子は通年で置いているが、鎌倉は海水浴期間中だけ置いていると聞いている。
- ⇒協議会の予算は来場者への分別回収の呼びかけのための予算であり、海水浴シーズン中に置いているごみ箱の設置回収費用は別途予算計上しているはずである。
- どのくらいごみ処理にお金がかかっているか公表することも募金のために良い PR かもしれない。無人の募金箱を置いておくと持っていかれたりしてしまうかもしれないので、QR コード決済でできるようにはできないか。
  - 募金はペイペイでは受けてくれなかった。物の販売でないと受けてくれないようだ。
  - 神社の募金はペイペイでやっているところがあると思う。
  - 20 円くらいのノベルティを渡すとかもいいかもしれない。
  - 来年度も継続するために募金をお願いする。趣旨をきちんと伝えて、利用者に理解しを促し、協力してもらおう。

#### ⑤感染症対策について

- なし

#### ⑥その他について

- 犬の持ち込みがだめなのは衛生上の問題ということか。近隣住民としては浜での散歩が生活の一部となっている。衛生面が関係してくるのならばそれも難しいが、犬が人に危害を加えることを危惧しているのであれば、降雨時などは少しルールを緩めてもいいのかなと思う。
- ⇒海水浴場への犬の持ち込みについて、近隣は葉山町では規制なし、鎌倉市は入水禁止、藤沢市は今年から持ち込み禁止、茅ヶ崎市も持ち込み禁止となっている。県に確認したところ、リードをつけなければならないが、衛生上の問題はないとのこと。
- 禁止の根拠はないということか。

- ⇒県、市両方の条例に規定はない。逗子海水浴場事業者・利用者ルールの中の記載のみとなっている。
- 人が少ないから持ち込んでいいなどのあいまいな定義づけは難しい。現状のルールが分かり易くていいと思っている。ただし規制を緩和するならば、赤旗の場合ならまだわかりやすい。しかし、赤旗は遊泳禁止なだけであり、人はいる。
  - 晴れていたが、海の家をやっていないし人もいないから、犬を連れて入ったら、ライフセーバーに止められたとのことである。店もやっておらず、人もいなければ海水浴場を開設しているとはいえ、入ってもいいという意見である。
  - 今年だけの異例な状況であると思われる。海水浴場開設していないから起こる問題のため、海水浴場を休場しているときには規制を緩和してほしいという趣旨ではないか。
- ⇒今年度初めて休場となり、犬の持ち込みについて特に議論せずそのままルールを適用した。晴れているが、海の家も人もいないのになぜ犬の入場ができないのかという意見が多かった。
- 天候や人出の状況によって判断するというのは、客観的な判断が難しい。休場を想定してルールを検討することはあってもいいと考える。
- インターネットの記事で見ると関東の海水浴場のうち、過半数がペットの同伴可能となっている。しかし、逗子海水浴場の混み具合からして、ペットは入れないのが現実的である。
  - 今年度に限った特殊な事例だった。来年度以降、休場など同じような状況になったときには、そのような状況下での明確な判断基準を検討してもいいのではないかというご意見だったと聞いている。
- ・事務局から資料1「令和3年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書に記載する事項について」(2)海の家について説明を行った。
    - ①海の家営業時間について、例年通り全日20時00分までとした。所感として、少しの間でも海の家があつてよかったというご意見のほか、自治会のアンケートで海の家のお店時間を早め、17時にした方が良いという意見もあった。
    - ②海を家の音楽・イベントについて、例年通りの対応となった。
    - ③チェックリスト・イエローカード等ルール認識について、例年通りのルールのもと運用を行い、イエローカードの発行はなかった。
    - ④海岸組合員によるマナーアップ警備員のパトロール同行についても、これまでのルール通りパトロールに同行いただいた。所感として、収入がない中でも海岸組合の組合員が警備活動に参加したことについて、ボランティアや警備員とは違う言葉で評価して報告書に記載してはどうかというご意見をいただいた。
    - ⑤感染症対策について、感染防止ルールの取り組みのほか、様々な取り組みを行っていただいた。所感としていただいているご意見は、海の家が建っているのに営業していない不気味さがあった、他市と比較して早くに休場し、きちんと対応したことについて市民として誇らしいというものがあつた。
  - ・(2)海の家について、次のとおり議論があつた。
    - ①海の家営業時間について
      - 来年度の営業時間は21時までをお願いしたい。ただし、感染症の状況によっては行政や検討会の方針に従う。
      - 22時までとしてもらいたい。
      - 近隣住民としては17時にしてもらいたい。



- 平日夜に来る客層は地元の人が多く、土日は市外からの来場者が多いということなので、平日は21時まで、土日は20時までということはだめか。
- 近隣住民とコンタクトを取ってやってみるのはいいと思う。来年度やってみて課題点検討でもいいと思う。お盆や土日祝日は20時、平日は21時について案として検討いただきたい。
- 夕方以降暗くなった後、浜はどんな感じなのか。
- 海の家がある時はあまり人はいない。
- 今年の休場中は、暗くなってから外国人が多くいた。21時、22時までその状態ならば、近隣の住民はいやだと思う。それがなければ、夜まで営業していてもいいと思う。
- 海の家があるときは、20時くらいに浜で騒ぐ人はいなかった。昨年、今年を見てみると、パトロール終了後に騒ぎ出し、泊って帰る人もいた。海の家がないから荒れているように思う。
- 浜に泊まったり、夜中に騒ぐ人は海を家の営業時間に関係ないと思う。  
土日は外部の人が多くので規制して、平日は地元客の夕食後の一杯を海で飲めるのが理想なので、それができる営業時間にしてほしい。  
真っ暗な海の家はおかしいし、違和感がある。地元住民に迷惑をかけることがあるならやめるのは当たり前。極端な話をすると地元民だけは夜飲めるようにしてほしい。
- 新宿自治会のアンケートでは営業時間が17時まで希望とあるが、これはコロナ禍のためである。
- 営業時間に規制がなかったときは、22時過ぎに営業しているのは1~2軒程度だった。市民サービスのイベントなのになぜ市民が楽しめない規制をされなければならないのか。
- 海岸組合幹部がマネジメントできれば問題ないと思う。数年前は行政が規制してくれた方が海の家経営者を規制できて助かるという話もあった。かつては海を家の営業者が誰だか分かっていたが、その方たちがリタイアした後、営業元の顔が分からない一見さんたちが逗子の海に入ってきて営業を始めた。海岸組合がその人たちに注意してもともと海水浴期間中しか逗子にいない人たちなので守らない。  
海岸組合が信頼できる人たちだけが営業していれば、こんなことにはならない。
- 今は10年前よりマネジメントできている。経営者の顔もわかってきているし、ルールを守らない店には厳しい処分を下すこともあり、きちんとした体制が取れていると思っている。
- 海の家に集まってくる人々や浜に集まってくる外国人などの管理を全て行政に任せず、海岸組合にもきちんと管理してもらわないと困る。それを放置されると、近隣住民からの苦情につながる。
- マネジメントなどがしっかりできていれば営業時間を延長したいということ、営業時間を延長するのであれば夜間の浜の管理をきちんとすることというご意見があった。来年に向け検討を行っていきたいので報告書に記載しておくこと。
- ⇒営業時間を延長する場合、マナーアップ警備員の警備時間も延長する必要があるが、警備費は今年度と同程度の時間数で想定している。
- マナーアップ警備員を伸ばす必要はないと思う。
- ⇒マナーアップ警備員の活動としては、事業者のルール遵守も確認している。イエローカードや閉店チェックも行う必要があるため、営業時間にあわせて警備時間の延長が必要になってくる。
- 由比ガ浜の海の家は全店が夜まで営業しているわけではない。一店舗だけの営業などでもいい。

## ②海の家の音楽・イベントについて

- 現状音楽・イベントは禁止、BGMはルールに則って許可となっているが、来年度は音楽・イベントについてもルールに則って許可としていいと思う。
- 拡大解釈されて守らない人が出てくるので絶対禁止にしてほしい。経験上ジャンルによって規制すること等の線引きは難しい。営業時間などで信頼を得て、企画書をあげてもらって検討する方がいいと思う。
- 例えば音楽・イベントをやりたい海の家はあるのか。
- 現状相談はある。ただし、企画書をあげて、市民に理解を得られるルールを自分たちで考えて検討会に諮れるように考えるように言っている。海岸組合としては、検討会で説明できるような企画を持ってきてくれれば、話は通すというスタンスである。
- 音楽・イベントは原則禁止となっているが、内容により検討してほしい。
- 今の時代、SNSでの呼びかけなどによって不特定多数が集まってしまうので、それが禁止なのかなどその定義づけを検討してもらいたい。
- 結婚式は認められれば開催可能であったが、式の音楽で生演奏はどうか。
- 現状認められていない。結婚式で許可されているのはBGMと進行マイクのみである。
- 楽器使用については、条例改正が必要になってくる部分である。

## 3 その他

- ・事務局より、今後のスケジュールについて説明を行った。
  - 12月に検討会を開催し、今回の続きを協議・検討していただきたい。1月を目途に報告書案をまとめ、2月に市長へ提出してもらいたい。

以上